

～令和3年度福祉灯油事業について～

(特別冬期生活支援金)

栗山町では、今年度の灯油価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、下記の要件を満たす世帯に対し、暖房費を支給します。

なお、申請書は対象となる可能性のある世帯に対し、令和4年2月頃に個別発送予定です。

1. 支給額 1世帯あたり、12,000円
2. 基準日 令和3年12月10日(金)
3. 対象世帯 下記の3つの要件すべてに該当する世帯

要件1

★ 基準日時点において、栗山町に住所があり、現に在住している世帯
(社会福祉施設等入所者や長期入院者、生活保護の受給世帯を除く)

要件2

★ 世帯員全員が令和3年度町民税非課税の世帯

要件3 (①～③のいずれかに該当)

① 世帯員全員が70歳以上

(昭和27年3月31日以前に生まれた方のみの世帯)

② ひとり親世帯

(平成15年4月2日以降に生まれた子がいる世帯)

③ 重度障がい者がいる世帯

(身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者がいる世帯)

(裏面に続く)

4. 申請方法 郵送もしくは窓口申請

(金融支援申請を照会)

5. 申請に必要な物

①申請書

②振込先金融機関の通帳

(郵送の場合は写し)

③障がい者手帳

(要件3の重度障がい者がいる世帯に該当する場合。郵送の場合は写し。)

6. 申請期間 令和4年2月頃～令和4年3月31日(木)

※郵送の場合は、令和4年3月31日の消印有効

7. 注意事項

★ 申請書は令和4年2月頃の発送を予定しています。

★ 申請書が届いた全ての世帯が支給対象となるわけではありません。表面の3つの要件すべてに該当する世帯のみが支給対象となりますので、
ご注意ください。



問い合わせ先

〒069-1512

栗山町松風3丁目252番地

栗山町福祉課 福祉・子育てグループ (窓口⑤番) ☎73-2222

